

天塩川流域委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、天塩川の整備の現状及び将来の状況を考慮して河川整備計画を作成するため、北海道開発局が天塩川流域委員会を設置することを定めるとともに、その審議事項等を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 北海道開発局に、天塩川流域委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 天塩川河川整備計画の案に関する北海道開発局長(以下「局長」という。)への意見
- (2) 天塩川河川整備計画の案に係る住民等からの意見聴取の結果に関する局長への助言

(組織)

第4条 委員会は、学識経験を有する者等のうちから局長が委嘱する者をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、委員の互選により選出し、委員会の事務を総括する。
- 5 委員長は、あらかじめ委員の中から副委員長を指名する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時は、その職務を代行する。
- 7 委員長は必要に応じ、部会を設置することができる。

(議事等)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、原則として公開するものとする。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、専門家、地域住民等からの意見聴取、関係資料の提出その他必要な措置を講ずることを局長に要請することができる。

(事務局)

第6条 事務局は、北海道開発局旭川開発建設部及び留萌開発建設部に置くこととする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成15年5月30日から施行する。